

青森市営霊園・墓园区画を再提供します

三内・月見野・八甲田霊園、浪岡墓園の返還された墓地区画を再提供します。

募集要領と申込書の配布を生活安心課、浪岡振興部市民課、三内・月見野・八甲田の各霊園管理事務所で行います。また、市ホームページにも掲載します。ご確認の上、お申込みください。

■ 申込期間

①5/8(水)～5/20(月)

※1区画に複数の申込みがあった場合は抽選で決定

時5/24(金)9:30 所 駅前庁舎4階生活安心課

決定しなかった区画は

②5/30(木)～11/15(金) ※申込順

■ 申込要件

- 本市に住所または本籍があること
 - 同一世帯のかたが市営霊園・墓園の使用許可を受けていないこと
 - 埋葬する遺骨があること
- ※申込みは1世帯1区画限り

生活安心課(☎017-734-5277)、浪岡振興部市民課(☎0172-62-1140)

令和6年度 市・県民税の所得・課税証明書

融資制度や年金・扶養申請などに使用する「令和6年度市・県民税の所得・課税証明書」を6月12日(水)から交付します。

- 市・県民税(年税額)が給与から差し引かれるかた(本人分に限る)は、5月15日(水)から交付します。
- 3月16日以降に申告された分については、証明書への反映が遅れることがあります。

所 市民課、浪岡振興部納税支援課、浪岡振興部市民課、各支所、各情報コーナー
※土・第2日曜日は、駅前庁舎市民課のみ
(所得の申告を伴うかたは、証明書の交付を受けられません)

料 交付手数料 各1通300円

備 申請者の本人確認書類、本人以外(委任を受けた生計を一にしている親族を除く)は委任状持参(申請書・委任状は、市ホームページに掲載)

問 市民課(☎017-734-2383)、浪岡振興部納税支援課(☎0172-62-1186)

令和6年度 あおもりフィールドスタディ支援事業

市では、経済活性化や産業振興などをテーマに、地域の課題解決や将来の起業につながるフィールドスタディ(現地学習)を行う学生団体などに対し、事業費の一部を補助する対象事業を募集しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【募集締切】5/31(金)

- 補助事業採択にあたっては、審査会による選考を予定しています。
- 必要書類、手続などがありますので事前にご相談ください。

問 経済政策課(☎017-734-5227)

令和6年4月1日から 嫡出推定制度などが変更されました

4月1日から、民法の嫡出推定制度の見直しなどを内容とする民法等の一部を改正する法律が施行され、次のように制度が変更されました。

- 婚姻の解消等から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定
- 女性の再婚禁止期間を廃止
- 嫡出否認を父のみならず、子及び母にも認める
- 嫡出否認の訴えの出訴期間を、1年から3年に延長 など

問 市民課(☎017-734-5242)

バスカードの使用を終了します

交通部が発行したバスカード及び紙式の回数券などは、令和8年3月31日(火)をもって使用を終了しますので、お持ちのかたはお早めにご利用ください。また、払い戻しなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 東部営業所(☎017-726-5443)、西部営業所(☎017-788-2326)
交通部管理課(☎017-726-5459)

令和6年度市民税・県民税に係る定額減税

物価高による国民の負担を緩和するため、令和6年度の個人市民税・県民税の所得割額について定額減税を実施します。

【対象】

令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下のかた(均等割額のみ課税されるかたは対象外)

【定額減税額】

次の金額の合計額(合計額が所得割額を超える場合は、所得割額)

(1)本人 1万円

(2)控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円

【実施方法】

●給与から個人市民税・県民税が特別徴収されているかた(給与特別徴収)

定額減税後の税額を、令和6年6月に給与の支払を受ける際は特別徴収せずに、令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて徴収します。

●納税通知書や口座振替などにより個人市民税・県民税を納めているかた(普通徴収)

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分の納税額から減税額を控除し、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降から順次控除します。

●公的年金などから個人市民税・県民税が特別徴収されているかた(年金特別徴収)

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月以降最初に支払を受ける公的年金から特別徴収されるべき個人市民税・県民税の額から減税額を控除し、10月分で控除しきれない場合は、12月分以降から順次控除します。

【定額減税額の確認方法】

納税者本人の定額減税額は、納付方法が**給与特別徴収のかた**は5月中旬に事業所を通じて送付する「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」に、**普通徴収及び年金特別徴収のかた**は6月中旬に送付する「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定(納税)通知書」に記載してお知らせします。

問 市民税課(☎017-734-5193、017-734-5197)

給与などの源泉徴収に係る 令和6年分所得税の定額減税

国税庁では、国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイトを開設しています。特設サイトでは、制度周知用パンフレットやQ&Aのほか、「給与支払者向け定額減税説明会」の日程や解説動画など、様々な情報を掲載しています。

また、一般的なご質問やご相談は、給与支払者向け所得税定額減税コールセンターにて受け付けていますので、ご活用ください。



定額減税
特設サイト

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

☎0570-02-4562(土・日、祝日を除く9:00～17:00)

問 青森税務署 法人課税第一部門(☎017-776-4294)

軽自動車税(種別割)の減免申請は 5月31日(金)まで

令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書を4月30日(火)に発送します。身体などに障がいのあるかたのために軽自動車などを使用する場合、障がいの等級など一定の要件を満たしていると、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

申 5月31日(金)までに、市民税課(☎017-734-5191)

または浪岡振興部納税支援課(☎0172-62-1186)へ。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 自動車税(種別割・環境性能割)の減免制度については、東青地域県民局県税部課税第三課(☎017-734-9974)までお問合せいただくか、県税・市町村税インフォメーションをご覧ください。



市ホームページ



県税・市町村税
インフォメーション

5月10日は児童扶養手当の支給日

市では、離婚や未婚、遺棄などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭に「児童扶養手当」を支給しています。5月10日(金)は、児童扶養手当の3・4月分の支給日です。

転出入、対象児童に増減が生じた(出生、児童の施設入所など)、受給資格がなくなった(子を養育しなくなった、婚姻、異性との同居など)、公的年金を受給できるようになったなどの変更があったときは、速やかに届出しましょう。

令和5年度の「児童扶養手当現況届」が未提出または書類不備のかたは、令和6年1月振込分からの手当が差し止めとなっています。必ずご提出ください。

☎子育て支援課(☎017-734-5334)
浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1113)

青森市奨学金〈令和6年度の募集を受付中〉

経済的理由により修学が困難な生徒及び学生に対して、奨学金を貸与します。

- 対象 高等学校などに在学し、所得や成績で一定の要件を満たすかた
※在学する学校長の推薦が必要
- 貸与月額 高等学校など…月額16,000円
大学・短大など…月額33,000円
- 償還期間 15年以内(無利息)
- 申込み 5月31日(金)までに、申請書(受付場所で配布)に必要な書類を添えて、学務課または浪岡教育課へ(土・日、祝日を除く)

☎学務課(☎017-718-1414)
浪岡教育課(☎0172-62-3003)

下水道事業受益者負担金・分担金にご理解を

下水道が整備されると、生活環境が改善され、整備されていない区域に比べて土地の利用価値に差が生じます。こうした利益を受けるかた(受益者)に、下水道建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金・分担金制度」で、下水道整備の貴重な財源となっています。なお、負担金・分担金の額は、土地の面積に応じて算出されます。令和6年度に負担金・分担金が賦課されるのは、次の区域の一部です。対象区域に土地を所有しているかたには、5月上旬に受益者確定のための書類を送付します。

| | 青森地区 | 浪岡地区 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 負担金 | 新城字平岡 新城字福田 新城字山田 問屋町二丁目 石江字平山 石江字江渡 石江字高間 三内字沢部 馬屋尻字小金沢 馬屋尻字清水流 安田字近野 油川字浪返 | — |
| 分担金 | 野尻字今田 横内字神田 | 高屋敷字安田 高屋敷字宅社元 |

☎営業課(☎017-734-4281)、上下水道課(☎0172-62-1159)

内閣府からのお知らせ

「重要土地等調査法」に基づき、防衛関係施設などの周囲を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが4月12日に青森駐屯地を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域を特別注視区域として指定し、5月15日(水)に施行する予定です。

施行日後は、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設などの機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買などする際には事前の届出が必要になります。詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。

☎内閣府重要土地等調査法コールセンター
(☎0570-001-125/土・日、祝日を除く9:30~17:30)



市営住宅の入居者を募集

- 申込期間 5/15(水)~28(火)
 - 抽選予定日 6/22(土)(申込者には、抽選会のご案内をはがきで通知)
 - 入居予定日 7/5(金)
- ☎住宅まちづくり課(☎017-734-5572)

| 団地名 | 住所 | 募集戸数 | 住戸タイプ | 階数/エレベータの有無 | 参考月額使用料 |
|-------------------------|---------|------|--------------------------|-------------|----------------|
| ① 市営住宅 小柳第一団地 | 小柳三・四丁目 | 4 | 2DK(5.8畳、5.7畳、DK) | 1・3~5階/有 | 15,800~31,800円 |
| ② 市営住宅 小柳第一団地 | 小柳三・四丁目 | 1 | 3LDK(6.7畳、6.5畳、5.8畳、LDK) | 3階/有 | 24,100~48,300円 |
| ③ 市営住宅 小柳第二団地 | 小柳五丁目 | 1 | 3DK(7.5畳、6畳、4.5畳、DK) | 1階/無 | 12,200~27,200円 |
| ④ 市営住宅 小柳第三団地 | けやき二丁目 | 4 | 3DK(6.5畳、6畳、4.5畳、DK) | 1・2・6階/有 | 15,100~31,100円 |
| ⑤ 市営住宅 桜川第二団地 | 桜川五丁目 | 1 | 2K(6畳、6畳、K) ※改良住宅 | 3階/無 | 8,200~16,000円 |
| ⑥ 市営住宅 野木和第二団地 | 羽白字沢田 | 1 | 3LDK(8畳、6畳、6畳、LDK) | 1階/無 | 18,600~40,500円 |
| ⑦ 市営住宅 奥野団地 | 奥野一丁目 | 1 | 2LDK(6畳、6畳、LDK) | 1階/無 | 23,300~45,800円 |
| ⑧ 市営住宅 奥野団地 | 奥野一丁目 | 4 | 3DK(7畳、6畳、6畳、DK) | 1・2・4階/無 | 23,300~45,800円 |
| ⑨ 市営住宅 ベイタウン沖館 | 沖館一丁目 | 1 | 3DK(7畳、6畳、6畳、DK) | 4階/有 | 20,100~44,600円 |
| ⑩ 市営住宅 合浦団地 | 港町三丁目 | 1 | 3DK(6畳、6畳、4.5畳、DK) | 4階/有 | 20,900~41,100円 |
| ⑪ 市営住宅 合浦団地 | 港町三丁目 | 1 | 3DK(6畳、6畳、4.5畳、DK) ※改良住宅 | 4階/有 | 20,900~41,100円 |
| ⑫ 市営住宅合浦団地(シルバーハウジング) | 港町三丁目 | 1 | 2DK(6畳、6畳、DK) | 2階/有 | 16,800~33,100円 |
| ⑬ 市営住宅はままち団地(シルバーハウジング) | 本町三丁目 | 1 | 2DK(6畳、6畳、DK) | 5階/有 | 15,100~29,600円 |
| ⑭ 赤川団地 | 浪岡字平野 | 2 | 3K(6畳、4.5畳、3畳、K) ※改良住宅 | 1・2階/無 | 7,400~16,300円 |
| ⑮ 福田団地 | 浪岡福田 | 1 | 4DK(8畳、6畳、6畳、4.5畳、DK) | 長屋2階建/無 | 20,000~36,000円 |

■申込資格

- ▶持家がなく、住宅に困っているかた
- ▶同居する親族があるかた
※②、⑥は入居する世帯員が4人以上
※⑤は一人で生活できる60歳以上のかた、生活保護受給者や障がい者、DV被害者などは、単身世帯での申込みも可能
※⑫、⑬は一人で生活できる65歳以上のかた、または、全員もしくは夫婦どちらかが65歳以上または法令に定める障害があるかた(単身世帯での申込みも可能)
- ▶月額所得が15万8千円以下(高齢者世帯・障害者世帯・子育て世帯(未就学児童がいる世帯)は21万4千円以下)
※⑤、⑪、⑭は11万4千円以下もしくは13万9千円以下
- ▶市税を滞納していないかた ※分割納付は可の場合あり
- ▶暴力団員でないかた など

■申込み・問合せ

青森地区：市営住宅指定管理者 協同組合タッケン
(駅前庁舎3階 ☎017-734-2381)
浪岡地区：市営住宅指定管理者(有) 皆成建設
(浪岡庁舎3階 ☎0172-62-1167)

雪解け後の空き家の確認をお願いします

空き家の所有者は、冬期間の積雪による被害がないか、雪解け後の建物の確認をお願いします。建物などの損壊が確認された場合は修繕するなど、定期的な確認と適正管理にご協力をお願いします。

☎住宅まちづくり課(☎017-734-2385)
浪岡振興部都市整備課(☎0172-62-1145)

野外焼却からの火災にご注意を!

この時期は空気が乾燥し屋外での焼却行為(野外焼却)から火災へと発展するケースが多いです。野外焼却は法律で禁止されているのでやめましょう。例外で認められている場合でも次のことに十分注意しましょう。

- 完全に火が消えるまで、その場を離れない
- 必ず消火用具を準備してから行う
- 消火できる範囲(小規模)で行う
- 空気が乾燥しているときや風が強い日は行わない
- 火が消えた後は、安全のために水をかける
- 消火が困難になった場合は、速やかに119通報する

☎消防本部予防課(☎017-775-0853)

